

## 議案第60号

### 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(77の11) 略

(77の12) 自動車リサイクル法第70条第1項の規定に基づく破碎業の事業の範囲の変更の許可 1件につき67,000円

(78)～(79の5) 略

(79の6) 廃棄物処理法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定 1件につき147,000円

(79の7) 廃棄物処理法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更の認定 1件につき134,000円

(80)～(92の5) 略

(92の6) 土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認 1件につき120,000円

(92の7) 土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(77の11) 略

(77の12) 自動車リサイクル法第70条第1項の規定に基づく破碎業の事業の範囲の変更の許可 1件につき75,000円

(78)～(79の5) 略

(80)～(92の5) 略

染土壤処理業者である法人の合併及び分割の承認 1件につき120,000円

(92の8) 土壤汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の相続の承認 1件につき120,000円

(92の9) 略

(93)～(115) 略

(116) 消防法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付 1件につき2,900円

(117) 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
ア 甲種危険物取扱者試験 1件につき6,500円  
イ 乙種危険物取扱者試験 1件につき4,500円  
ウ 丙種危険物取扱者試験 1件につき3,600円

(118)・(119) 略

(120) 消防法第17条の7第1項の規定に基づく消防設備士免状の交付 1件につき2,900円

(121) 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
ア 甲種消防設備士試験 1件につき5,700円

(92の6) 略

(93)～(115) 略

(116) 消防法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付 1件につき2,800円

(117) 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
ア 甲種危険物取扱者試験 1件につき5,000円  
イ 乙種危険物取扱者試験 1件につき3,400円  
ウ 丙種危険物取扱者試験 1件につき2,700円

(118)・(119) 略

(120) 消防法第17条の7第1項の規定に基づく消防設備士免状の交付 1件につき2,800円

(121) 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額  
ア 甲種消防設備士試験 1件につき5,000円

イ 乙種消防設備士試験 1件につき3,800円

(122)・(123) 略

(124) 危険物の規制に関する政令第35条第1項の規定に基づく  
危険物取扱者免状の再交付 1件につき1,900円

(125) 略

(126) 消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備  
士免状の再交付 1件につき1,900円

(127)～(146) 略

(147) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理す  
ることとされている高圧ガス保安法第44条第1項の規定に基  
づく容器検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞ  
れ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 略	略
2 繊維強化プラスチック複合容器又 は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容 器（1に掲げるものを除く。）	
(1)～(3) 略	略
(4) 内容積1リットル以上5リッ トル未満の容器	1個につき <u>160円</u>

イ 乙種消防設備士試験 1件につき3,400円

(122)・(123) 略

(124) 危険物の規制に関する政令第35条第1項の規定に基づく  
危険物取扱者免状の再交付 1件につき1,800円

(125) 略

(126) 消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備  
士免状の再交付 1件につき1,800円

(127)～(146) 略

(147) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理す  
ることとされている高圧ガス保安法第44条第1項の規定に基  
づく容器検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞ  
れ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 略	略
2 繊維強化プラスチック複合容器又 は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容 器（1に掲げるものを除く。）	
(1)～(3) 略	略
(4) 内容積1リットル以上5リッ トル未満の容器	1個につき <u>180円</u>

(5) 略	略
3 高強度鋼容器（1又は2に掲げるものを除く。）	
（1） 内容積30リットル以上500リットル以下の容器	1個につき <u>210円</u> に 10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに <u>3円</u> を加算した額
（2） 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき <u>210円</u>
（3）・（4） 略	略
4 その他の容器	
（1）～（5） 略	略
（6） 内容積1リットル未満の容器	1個につき <u>80円</u>

(5) 略	略
3 高強度鋼容器（1又は2に掲げるものを除く。）	
（1） 内容積30リットル以上500リットル以下の容器	1個につき <u>220円</u> に 10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに <u>4円</u> を加算した額
（2） 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき <u>220円</u>
（3）・（4） 略	略
4 その他の容器	
（1）～（5） 略	略
（6） 内容積1リットル未満の容器	1個につき <u>90円</u>

(148) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第49条第1項の規定に基づく容器再検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 略	略
2 繊維強化プラスチック複合容器又	

(148) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理することとされている高圧ガス保安法第49条第1項の規定に基づく容器再検査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 略	略
2 繊維強化プラスチック複合容器又	

は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（1に掲げるものを除く。）		は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（1に掲げるものを除く。）	
(1)～(3) 略	略	(1)～(3) 略	略
(4) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき <u>160円</u>	(4) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき <u>180円</u>
(5) 略	略	(5) 略	略
3 高強度鋼容器（1又は2に掲げるものを除く。）		3 高強度鋼容器（1又は2に掲げるものを除く。）	
(1) 内容積30リットル以上の容器	1個につき <u>210円</u> に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに <u>3円</u> を加算した額	(1) 内容積30リットル以上の容器	1個につき <u>220円</u> に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに <u>4円</u> を加算した額
(2) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき <u>210円</u>	(2) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき <u>220円</u>
(3)・(4) 略	略	(3)・(4) 略	略
4 その他の容器		4 その他の容器	
(1)～(6) 略	略	(1)～(6) 略	略
(7) 内容積1リットル未満の容器	1個につき <u>80円</u>	(7) 内容積1リットル未満の容器	1個につき <u>90円</u>

(149)～(166) 略

(167) 液化石油ガス法第37条の2第1項（液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づ

(149)～(166) 略

(167) 液化石油ガス法第37条の2第1項（液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づ

く液化石油ガスの貯蔵施設等の変更の許可 1件につき  
17,000円に変更に係る貯蔵施設、特定供給設備又は充てん設備  
の数を乗じた額

(168)～(204) 略

(205) 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）  
第10条第2項の規定に基づく認証（地鶏肉、有機農産物及び  
有機加工食品（有機畜産物加工食品を除く。）に係るものに  
限る。次号において同じ。） 1件につき26,000円

(205の2) 日本農林規格等に関する法律第11条第1項の規定に  
に基づく認証 1件につき20,000円

(206) 日本農林規格等に関する法律第21条第1項の規定により  
定めた業務規程に基づく調査及び再検査 次に掲げる区分に  
応じ、それぞれに定める額

ア・イ 略

(206の2)～(301の2) 略

く液化石油ガスの貯蔵施設等の変更の許可 次に掲げる区分  
に応じ、それぞれに定める額

ア 貯蔵施設又は特定供給設備 1件につき17,000円に変更  
に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額  
イ 充てん設備 1件につき19,000円に変更に係る充てん設  
備の数を乗じた額

(168)～(204) 略

(205) 農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175  
号）第14条第2項の規定に基づく認定（地鶏肉、有機農産物  
及び有機加工食品（有機畜産物加工食品を除く。）に係るもの  
に限る。次号において同じ。） 1件につき26,000円

(205の2) 農林物資の規格化等に関する法律第15条第1項の規  
定に基づく認定 1件につき20,000円

(206) 農林物資の規格化等に関する法律第17条の7第1項の規  
定により定めた業務規程に基づく調査及び再検査 次に掲げ  
る区分に応じ、それぞれに定める額

ア・イ 略

(206の2)～(301の2) 略

(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき17,700円

(303)～(314) 略

(314の2) 略

(314の3) 不動産特定共同事業法第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録 1件につき60,000円

(315) 不動産特定共同事業法第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新 1件につき60,000円

(315の2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録 次の表の左欄に掲げる住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1戸	1件につき6,000円
2戸以上4戸以下	1件につき7,000円
5戸以上9戸以下	1件につき8,000円

(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき16,900円

(303)～(314) 略

(315) 略

10戸以上19戸以下	1 件につき10,000円
20戸以上39戸以下	1 件につき11,000円
40戸以上49戸以下	1 件につき12,000円
50戸以上99戸以下	1 件につき14,000円
100戸以上	1 件につき18,000円

(315の3) 住宅セーフティネット法第12条第3項の規定に基づく登録事項の変更の登録（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の増加に係るものに限る。）次の表の左欄に掲げる增加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1戸以上4戸以下	1 件につき1,000円
5戸以上9戸以下	1 件につき3,000円
10戸以上19戸以下	1 件につき4,000円
20戸以上29戸以下	1 件につき5,000円
30戸以上49戸以下	1 件につき6,000円
50戸以上99戸以下	1 件につき8,000円

100戸以上

1件につき12,000円

(315の4) 略

(315の5) 略

(315の6) 略

(315の7) 略

(315の8) 略

(315の9) 略

(315の10) 略

(315の11) 略

(315の12) 略

(315の13) 略

(316)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(17) 略

(18) 住宅セーフティネット法第25条第1項の規定により知事の指定する者に住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登

(315の2) 略

(315の3) 略

(315の4) 略

(315の5) 略

(315の6) 略

(315の7) 略

(315の8) 略

(315の9) 略

(315の10) 略

(315の11) 略

(316)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(17) 略

録に関する事務を行わせる場合における前項第315号の2及び  
第315号の3の手数料 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事  
業の登録に関する事務を行う者

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項中第315号を第314号の2とし、同号の次に2号を加える改正規定 公布の日
- (2) 第2条第1項第116号、第117号、第120号、第121号、第124号及び第126号の改正規定 平成30年5月1日